

土木情報学シンポジウム講演集投稿要項

(2019. 2. 1 改訂)

この投稿要項は、土木情報学シンポジウム講演集（以下講演集という）へ投稿するために必要な事項を示しており、講演集への投稿はこの投稿要項に従って行うこと。

なお、本要項において特に定めていない事項については「土木学会論文集投稿要項」あるいはそれを基本にした「土木学会論文集 F3（土木情報学）特集号投稿要項」を参照すること（両投稿要項を合せて、以下論文集投稿要項という）。

1. 投稿資格

土木学会の会員であることは問わないが、原稿は著者個人の名で提出すること。

なお、共同著作された論文の著作権は、著作がなされた時点で氏名が掲げられた複数の著者に共有される。このため著者名の表示変更（著者の順番変更を含む）は認められない。

2. 原稿提出方法および原稿提出期日：

土木学会土木情報学委員会（以下委員会という）のホームページ（<http://committees.jsce.or.jp/ccceips/>）に掲載される募集要項に従うこと。

3. 投稿原稿

(1) 対象範囲

本講演集で扱う講演論文は、土木情報学^{*}に関するものを対象に、土木工学の進歩および土木事業の発達ならびに土木技術者の資質向上に寄与する内容として認められるものとする。このため学術研究論文ばかりではなく、実用性の面で土木技術に寄与する講演論文も積極的に採用する。ただし、対象範囲を逸脱していると判断された講演論文は、当委員会では採用しない。この方針を十分理解の上、原稿を作成し、投稿すること。

※ 土木分野における「情報」に着目し、その取得、生成、処理、蓄積、流通、活用を図るための理論と技術を探求する学問

(2) 原稿の具備すべき条件

投稿原稿は、6. 投稿原稿の書き方に示す形式に従ったものでなければならない。

(3) 掲載料

掲載にあたって、著者は所定の掲載料（金額は委員会のホームページや土木学会会告を参照）を負担すること。ただし、カラー印刷を希望する場合は、ページ数に応じて別途実費を負担すること。

4. 判定

(1) 判定の目的

投稿原稿が、講演集に掲載される原稿としてふさわしいものであるかどうか、また、体裁上最小限必要とされる条件が満足されているかどうかを確認することを目的に判定を行う。判定に伴って見出された疑義や不明な事項について修正を依頼することがある。また、修正できないと判定された場合は不採用（返却）となる場合がある。

(2) 判定項目（自己判定結果を「投稿原稿確認および著作権譲渡書」に記載し、PDF ファイルとして提出すること）

- a) 土木情報学に関する内容となっているか。
- b) 政策的な意図、あるいは宣伝の意図がないか。（講演論文タイトルに固有の商品名を使用しないことなど）
- c) 所定の体裁が守られているか。（指定のテンプレートをベースとしていることなど）

(3) 判定結果の通知

採否の判定結果は原稿提出期日から3週間を目途に応募者に通知する。

5. 投稿原稿の書き方

(1) 投稿原稿は、十分に推敲されたものでなければならない。また、投稿原稿は、和文・英文いずれかに限る。

(2) ページ数

投稿原稿のページ数は A4 版 4 ページとする。

(3) 原稿の書式

土木学会論文集の各種書式 (<http://committees.jsce.or.jp/jjsce/pform>) の和文(Word2013)/英文(Word2013)を利用すること。ただし、以下の点を変更すること。

a) ページ番号は記載しない

b) 論文最後の受付日は記載しない

c) 論文最後の英文タイトル・英文著者名・英文抄録は記載しない

(4) 著者表示および連絡先

勤務先および連絡先は投稿時のものを記入すること。判定期間中に所属・住所等に変更があった場合には、最終原稿提出時に修正してもよい。また、原則として1名以上の E-mail アドレスを記載すること。

(5) 要旨

記載する内容については、論文集投稿要項を参照のこと。

(6) 英語キーワード

論文内容を十分に表わすキーワードを英語で5つ程度選んで要旨の下に記入すること。

なお、キーワードの先頭文字は固有名詞・略語などを除いて小文字とすること。

(7) 文章および章・節・項

文章は口語体で、基本的に「である調」で統一すること。特に英文もしくは片仮名書きを必要とする部分以外は、漢字まじり平仮名書きとする。私的な表現、広告、宣伝に類する内容の記載は避けること。

章、節、項の見出しの数字は次のように統一する。これ以外の見出しは用いないこと。

1., 2., 3. ……章 (上に2行, 下に1行空ける)

(1), (2), (3) ……節 (上だけに1行空ける)

a), b), c) ……項 (上下とも行は空けない)

} すべてゴシック体 (英文論文の場合は **bold**)

見出し語はゴシック体 (英文論文の場合は **bold**) にし、左詰めで書く。

(8) 式および記号、単位系ならびに年代

記載方法については、論文集投稿要項を参照のこと。

(9) 図・表・写真

a) 図・表・写真は、それらを最初に引用する文章と同じページに置くことを原則とし、その頁の上部か下部にまとめるようにレイアウトすること。図・表・写真の横(余白)には本文は組込まない。

b) 図・表・写真の番号は文中も含めて図-1のようにゴシック体 (英文論文の場合は **bold**) とする。

(キャプションは明朝体 (英文論文の場合は Times 系))

c) その他の記載方法については、論文集投稿要項を参照のこと。

(10) 参考文献

参考文献は入手可能なものに限り、投稿中の論文などは引用してはならない。

また、以下に示す書式や記載場所等に関する注意事項を必ず守ること。

a) 参考にした文献は引用順に番号をつけて本文末にまとめて記載し、本文中にはその番号を右肩上に示して文末の文献と対応させること。

b) 参考文献の書き方は「著者名、論文名、雑誌名(書名)、巻号、ページ、発行年。」の順に記入すること。英文の雑誌の場合、著者名は姓、名(名はイニシャル)とする。著者数が多い場合でも参考文献リストには全ての著者名を記載すること。ただし、本文中で引用する場合には、3名以上の場合に限り、第一著者のみを書き、あとを“ほか”もしくは“et al”などと省略してもよい。単行本の場合は「著者名、書名、ページ、発行所、発行年。」とする。英文の単行本の場合は、書名は各単語とも頭文字は大文字とする。雑誌名、書名はイタリック体にする。詳細については記入例を参考にする。

- c) Web ページ（インターネット上のホームページ）を参考文献とする場合は、「著者名， Web ページタイトル， URL， 入手（アクセス）日．」の順に記入する． URL は<>で， 入手日は（）で括弧． また， 文献はプリントアウトして判定が確定されるまでは保存すること．
- d) その他の記載方法については， 論文集投稿要項を参照のこと．

【参考文献の記入例】

- 1) 岡村甫， 前川宏一：鉄筋コンクリートにおける非線形有限要素解析， 土木学会論文集， No. 360/V-3, pp. 1-10, 1985.
- 2) Miles, J. W. : On the generation of surface waves by shear flows, *J. Fluid Mech.* , Vol. 3, Pt. 2, pp. 185-204, 1957.
- 3) 本間仁， 安芸皎一：物部水理学， pp. 430-463, 岩波書店， 1962.
- 4) Brebbia, C. A. : *The boundary element method for engineers*, Pentech Press, 1978.
- 5) 土木学会土木情報学委員会：委員会概要， <<http://committees.jsce.or.jp/cceips/about/>>, (入手 2014.6.17) .
- 6) Japan Society of Civil Engineers : Organization, <<http://www.jsce-int.org/node/267>>, (accessed 2014.6.17).

(11) 脚注

本文中の脚注や注はできるだけ避け， 本文中で説明をすること．

- 6. 「論文 PDF ファイル」ならびに「投稿原稿確認および著作権譲渡書」の作成
委員会のホームページに掲載される募集要項に従うこと．

7. 公表された論文の誤植訂正

刊行後判明した著者の責任による軽微な誤植については， 訂正記事の掲載はしない．

8. 著作権の帰属（譲渡）

講演集に掲載された著作物の著作権（著作権法第 27 条， 第 28 条に定める権利を含む）については， 「土木学会著作権に関する規則（<http://www.jsce.or.jp/rules/files/2-G1-3.pdf>）」に準ずる．

9. その他

投稿原稿の受付に関する問合せは下記の係まで照会すること．

公益社団法人 土木学会 研究事業課 土木情報学委員会事務局担当

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1 丁目外濠公園内

TEL. : 03-3355-3559 FAX. : 03-5379-0125

E-mail : johosinpo@jsce.or.jp

付記

本要項は 2019 年 4 月 1 日以降に受け付ける原稿に適用する．

2015 年（平成 27 年）2 月 3 日 制定

2016 年（平成 28 年）3 月 4 日 改訂

2018 年（平成 30 年）4 月 1 日 改訂

2019 年（平成 31 年）2 月 1 日 改訂